



日本大学特任教授（建築学）

かんだ
神田 順

私の視点

熊本地震による被害の全貌が明らかになってきた。特に、新しい建築基準で建てられた住宅を含む多くの木造住宅が倒壊したことが衝撃を広げており、国でもより強固な住宅づくりに向けた対策が検討されていく。ただ、重要な視点が抜けているようと思われる。国の建築基準法は地震に備えるうえでの建物の最低基準にすぎないということだ。

建築基準法の第1条には、法的的として最低基準であることが明記されている。憲法が定めた財産権を極力侵害しない考えによる。最低基準とは「震度6強に対しても倒壊しない」とこと。建物内にいる人の生命を守ろうとする強度で、損傷が生じないことを目指す強度ではない。実際の規定は、建物の基礎が震度6強程度の揺れで完全に倒壊しないことを計算で確認しているだけだ。今回のように、基準が想定する揺れを超える場合や、それに近い揺れが2度あった場合に、倒壊しないことを保証しているわけではない。

現在の基準は、1995年の阪神大震災の被害、98年の建築基準法の改正などが反映されている。震度6強に対応する設計だが、少しでも超えると倒壊するわけではない。阪神大震災での神戸市の調査例では、震度7程度の揺れでも大破・倒壊したものは平均で5%程度だった。地区によっては、0%から40%という具合に大きなばらつきもあった。同じ

震度でも、地震や地盤の性質によって建物に及ぼす影響は異なる。同時に、建物が基準より強固に造られたり、構造上の弱い部分が補強されたりすることが効果を発揮する場合も多い。現在の基準よりも、強固な住宅を作ることは十分に可能なのだ。建築基準法の意味するところだ。大きな地震のたびに、国が規制を強化する繰り返しは「国民のことを考えている」というポーズに見える。その基準さえ満たせば十分という誤解を招き、個々の建築主が自分で考えて判断することを妨げている。

さらにいえば、国の基準よりも、高い水準の住宅を造っている建築主や設計者が、コスト高となることで、市場経済の中で不利になってしまった。被害を免れても特に評価されなかつたりするのは、健全な住宅市場とはいえないのではないか。

今回の地震で観測された最大の揺れでも壊れないほど、基準を強化するのはコストから考えて現実的ではない。国は基準強化ではなく、耐震基準が最低レベルの基準であることを国民にわかりやすく説明して、建築主が自分にとって必要と考へる強さの住宅を建てる意思決定を大切にすべきだ。住宅業界は、住宅の強度と価格の関係を分かりやすく説明する。こうした仕組みを醸成していくことが肝要だ。

必要な強度 自ら考えて

耐震基準は最低ライン